

福島県権利擁護推進会議設置要綱

(目的)

第1条 福島県内の高齢者及び障がい者の尊厳の保持及び権利擁護の推進に向けた高齢者及び障がい者に係る虐待防止や成年後見制度の利用促進等に係る課題解決を図るため、福島県権利擁護推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 高齢者及び障がい者に係る虐待防止や身体拘束廃止に関する事。
- (2) 成年後見制度の利用促進に関する事。
- (3) その他高齢者及び障がい者に係る権利擁護の推進のために必要な事項に関する事。

(委員)

第3条 推進会議は、別表に掲げる団体から推薦された者をもって構成する。

- 2 委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員を生じた場合、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、推進会議の業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 推進会議が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 推進会議には、高齢者及び障がい者の権利擁護の推進に関する専門事項について協議するために専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の委員は、別表に掲げる団体の中から選出された者とする。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、専門部会の業務を統括する。
- 5 専門部会が必要と認めるときは、専門部会の委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議及び専門部会の庶務は、福島県保健福祉部高齢福祉課において処理し、必要に応じて、障がい福祉課及び社会福祉課においても処理する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月21日から施行する。

別表（第3条関係、第6条関係）

構成団体等	分野
学識経験者（2名以内）	学識経験者
福島県弁護士会	法曹
福島県司法書士会 （公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートふくしま支部）	権利擁護
一般社団法人福島県社会福祉士会	権利擁護
福島県行政書士会 （公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター福島県支部）	権利擁護
一般社団法人福島県医師会	保健医療
公益社団法人福島県看護協会	保健医療
一般社団法人福島県老人福祉施設協議会	高齢福祉
一般社団法人福島県介護支援専門員協会	高齢福祉
社会福祉法人福島県社会福祉協議会	高齢福祉
社会福祉法人福島県社会福祉協議会 地域包括・在宅介護支援センター協議会	高齢福祉
公益社団法人認知症の人と家族の会福島県支部	高齢福祉
一般社団法人福島県手をつなぐ親の会連合会	障がい福祉
障がい者基幹相談支援センター	障がい福祉
市町村（市）	行政
市町村（町村）	行政
福島県警察本部	行政
福島県生活環境部消費生活課	行政
福島家庭裁判所	オブザーバー